

がん患者・家族に対する相談支援事業委託仕様書

1 目的

がん患者及びその家族に対し、がん体験者などによる電話相談を行うことにより、がん患者及びその家族に対する情報提供・相談支援体制の充実を図る。

2 業務内容

受託者が実施する事業の内容は、以下のとおりとする。

(1) 内容

がん患者及びその家族に対する電話相談

電話相談の開設場所は、受託者が準備し、専用の電話回線、電話機を設置し、実施すること。

相談員は、がん治療体験者やその家族であり、かつ、平成24年度がん総合相談に携わる者に対する研修プログラム策定事業により、「がん総合相談に携わる者に対する研修プログラム運営委員会」によって作成された研修プログラム「がんピアサポーター編～これからピアサポートをはじめの人へ～」に基づき開催された研修を修了した者またはこれと同程度の研修を受けた者を、開設時間中、常時1名以上配置すること。

(2) 開設回数

契約期間中に110回、原則1か月に9～10回（平日7～8回、土曜日又は日曜日2回）実施すること。なお、平日については、原則、曜日を決めて実施すること。

(3) 開設時間

午前9時から午後9時までのうち、計5時間とする。ただし、同じ曜日での開設時間は同刻とすること。

3 業務の実施等に関する留意事項

- (1) 受託者は、事業開始日の概ね1週間前までに、開設日時を県民に周知すること。なお、周知内容については、事前に県に協議すること。
- (2) 受託者は、相談員に対する守秘義務の教育を徹底するなど、相談員等が相談に関して知り得た情報の漏えいがないよう措置を講ずること。
- (3) 受託者は、相談員の応対マナーの水准确保に努めること。
- (4) 受託者は、委託事業の実施にあたっては、法令等の規定を遵守するとともに、県の指示を守って行うこと。
- (5) 受託者は、県内のがん診療に携わる医療機関の情報を、各医療機関のホームページ等からの確に把握する等により、正確な情報の提供に努めること。
- (6) 受託者は、医療機関に関する情報の提供を行う場合には、公的機関や各医療機関が公開している情報を元に行うとともに、医療行為に該当する情報の提供は行わないこと。
- (7) 相談状況等の実績を毎月1回、別紙様式により翌月15日までに県へ報告すること。